

全組合員の総力をあげて闘い抜き 2018賃金確定闘争妥結



▲第三波総決起集会には460名の組合員が集合（11月16日 全電通労働会館）

特別区人勧の見送りを区長会に決断させる!!

史上最大にして最悪の大幅賃金引下げ勧告を見送らせるための闘いに勝利

2018賃金確定闘争は、史上最大にして最悪の特別区人勧を受けて、わが組合もかつて経験したことない、歴史に残る厳しい闘いとなりました。しかし、全組合員の総团结のもと、総力をあげて闘い抜くことで、最終局面において区長会から「人勧は実施しない」ことを確認し、第8回中央委員会で2018賃金確定闘争の妥結を実施しました。

10月10日に出された特別区人事委員会勧告の内容は、春闘における民間の賃上げや国、多くの政令市・行政系人事・給与制度の見直しを全面的に否定するものでした。また、「生計費の引上げとなつてゐるもの、月例給については平均2・46%、額にして平均9、671円、年間給与額にして平均約12万3千円に及ぶ過去最大の引下げであり、特別区で働く全ての職員とその家族の生活を脅かす理不尽極まりものでした。

こうした公民較差となるた原因は、行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民比較を行うべきだつたにもかかわらず、人事委員会がこれを怠ったことがあります。まさに、本年の勧告は、人事委員会自

掃除組合
東京労働
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編集責任局
企画・総務局
田口 康秉

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政建設し、世界平和に貢献せんことを期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

2018年秋季闘争号

た。こうして大衆行動等を展開し、清掃職員の賃金・労働条件の改善はもとより、特別区人勧の取扱いについても、我われの要求に踏み込むよう決断を迫つてきました。

11月2日に開催した第4回団体交渉では、わが組合の要求に対する区長会の現段階での検討状況を質したところ、何一つ踏み込んだ内容は得られなかつたばかりか、21日（水）を最終交渉日と指定し妥結を求めてきました。言うまでもなく、区長会が妥結を求めるのであれば、わが組合の要求に對して踏み込んだ回答を示す以外に解決の道はないと言ふべきです。追求し、交渉等を継続してきました。

書記長と区長会側の交渉委員である副区長会正副会長による会談が持たれ、最後の争点としていた人勧の

取りなど、踏み込んだ考え方が示されました。このことを受け、直ちにわが組合と特区連の四者会談を実施し、両組織とも区長会の最終提案の受け入れを判断。22時16分から開催され

た第5回団体交渉にて最終提議を受けたのち、中央委員会を開催し、①「特別区人事委員会勧告の未実施」を今賃金確定の最大の争点と確認

するとともに、②業務職給料表における給与水準の認識の是正、③55歳超の昇給抑制撤回、④扶養手当における認定要件の見直し撤回、⑤現業系人事制度の改善などを重点課題として確

認。区長会が最終交渉日として迫る11月21日の翌日、実施させないという、わ

が組合がかつて経験したことのない前代未聞ともいえ

化するとともに、東京清掃連・支部の連携をさらに強化する

とした。そして、区長会が最終交渉日とする21日の15時25分から開催した小委員会交渉

で一部の歩み寄りは見せたものの、最重要課題と位置付けた人勧の取扱いなど、

具体的な考え方を示され、労使の主張は平行線を辿りました。膠着状態が続

くなか局面打開にむけて、わが組合の中央執行委員長

・書記長と区長会側の交渉委員である副区長会正副会長による会談が持たれ、最

も重要な成果であります。

今後は来年の勧告にむけ

て、人事委員会に対し職員

構成比の是正と公民比較方

法の改善を行わせ、大幅マ

イナス勧告に至つた要因解

消を実現させるとともに、

効果を実施しないことに判斷せざるを得ないよう区長会を追い込み、重い決断をさせたことは、本部と支部交渉、地連要請などの大衆行動を有機的に結合させ、全組合員の総力をあげて闘

た。そして、区長会が最終交渉日とする21日の15時25分から開催した小委員会交渉で一部の歩み寄りは見せたものの、最重要課題と位置付けた人勧の取扱いなど、

具体的な考え方を示され、労使の主張は平行線を

辿りました。膠着状態が続

くなか局面打開にむけて、わが組合の中央執行委員長

・書記長と区長会側の交渉委員である副区長会正副会長による会談が持たれ、最

も重要な成果であります。

今後は来年の勧告にむけ

て、人事委員会に対し職員

構成比の是正と公民比較方

法の改善を行わせ、大幅マ

イナス勧告に至つた要因解

消を実現させるとともに、

効果を実施しないことに判

断せざるを得ないよう区長

会を追い込み、重い決断を

させたことは、本部と支部

交渉、地連要請などの大衆

行動を有機的に結合させ、全組合員の総力をあげて闘

た。そして、区長会が最終交渉日とする21日の15時25分から開催した小委員会交渉で一部の歩み寄りは見せたものの、最重要課題と位置付けた人勧の取扱いなど、

具体的な考え方を示され、労使の主張は平行線を

辿りました。膠着状態が続

くなか局面打開にむけて、わが組合の中央執行委員長

2018賃金確定闘争 区長会の最終提案に対する判断について

休の影響に屈せず、自主的・主体的に決着
計年度任用職員制度を各区での制度化にむけ各区交渉を強化!!

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**

2018賃金確定闘争の最重要課題は、特別区人事委員会勧告史上最大の月例委員会による引下げを実施させないことであった。民間企業における賃金改定状況、国や多くの政令市および県人事委員会による引上げ勧告が出される中、特別区だけが大幅な引下げとなるのは、全く理解できない常識を逸したものであった。その原因は、特別区人事委員会が行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民もかくわらず、これを怠つたことにある。まさに、本年の勧告は、人事委員会が作り出した引下げであり、「職務・職責の一層の反映」と称した行政系人事・給与制度の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約

2018賃金確定闘争の最重要課題は、特別区人事委員会勧告として、特別区人事委員会の責任が問給の引下げを実施させないことであった。民間企業における賃金改定状況、国や多くの政令市および県人事委員会による引上げ勧告が出される中、特別区だけが大幅な引下げとなるのは、全く理解できない常識を逸したものであった。その原因は、特別区人事委員会が行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民もかくわらず、これを怠つたことにある。まさに、本年の勧告は、人事委員会が作り出した引下げであり、「職務・職責の一層の反映」と称した行政系人事・給与制度の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約

1. 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について

2. 定年延長を巡る動向について

3. 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約

4. 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について

5. 職場からの闘いの積上げについて

6. 第1回拡大闘争委員会

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

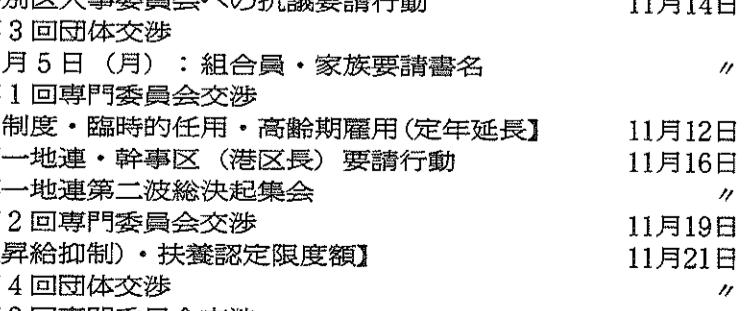
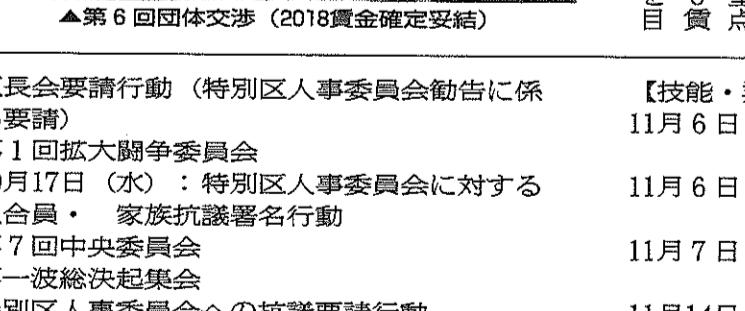
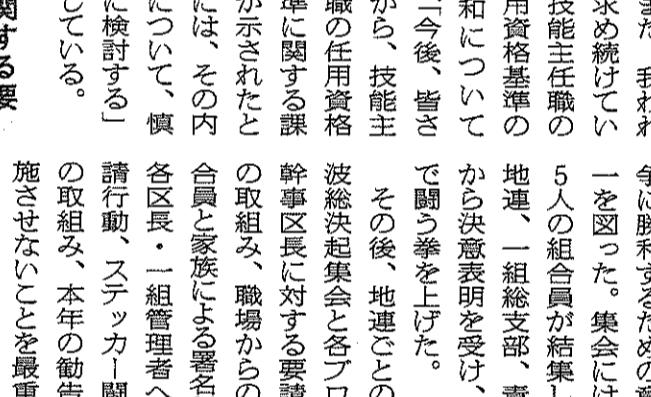
- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**

2018賃金確定闘争の経過

- 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について**
- 定年延長を巡る動向について**
- 賃金改定の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約**
- 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について**
- 職場からの闘いの積上げについて**
- 第1回拡大闘争委員会**



▲11月16日 第三波総決起集会（全電通労働会館）



【技能・業務系人事制度】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 10月6日（火）～11月15日（木） | 各区長・一組管理者への要請行動 |
| 11月6日（火） | 第三地連・幹事区（目黒区長）要請行動 |
| 11月7日（水） | 第五地連・幹事区（墨田区長）要請行動 |
| 11月14日（水） | 第二地連・幹事区（文京区長）要請行動 |
| 11月12日（月） | 第2回拡大闘争委員会 |
| 11月16日（金） | 区長会総会座り込み行動・要請行動 |
| 11月19日（月） | 区長会会長要請行動 |
| 11月21日（水） | 専門委員会交渉【全般】 |
| 10月30日（火） | 第1回小委員会交渉 |
| 11月22日（木） | 第5回団体交渉 |

2018年11月21日
第8回中央委員会

國や他団 今後は会



▲11月19日 区長会会長要請 (区政会館)

II 2018年賃金確定闘争、区長会の最終判断および最終案について

1. 励告の取扱い

給料表および勤務手当の年間支給月数の改定は実施しないこと、「引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給する。人事委員会勧告における提案どおりとする。

4. 臨時的任用の見直しについて

【最終案参考】小委員会交渉で提示

「期末手当」一
原則として、任期が6月以上の場合年度任用職員には、導入年度から、定年前の常勤職員と同じ月数を支給する。
原則として、算定・支給する。

III 区長会の考え方について

1. 技能主任職の任用資格基準の緩和について

今後、皆さんから、技能主任の任用資格基準に関する課題が示されたときに

2. 担当技能長職の配置について

昨年の妥結結果に基づき、各区がそれぞれ誠意をもって適切に対応するものと考へている。

3. 雇用と年金の接続について

人事院の意見を慎重に分り、高齢期雇用のあり方や他の団体の動向を注視していく。



▲第二地連要請行動 (文京区民センター)

平成31年3月31日において、年間収入額が130万円以上140万円未満と見込まれる場合、平成31年度に限り、扶養親族として認定する。

満60歳以上の父母および祖父母について、同年4月1日



▲11月21日 第8回中央委員会

2. 技能・業務系人事制度について

3. 技能・業務系人事制度について



▲第四地連総決起集会 (豊島工場)

場を作つていくことが社会全体の重要な課題になつてゐる」とし、定年を段階的に65歳まで引き上げるために、国家公務員法等の改正についての意見を出した。一方、「年金支給開始年齢の引上げが進み、無年金期間が拡大する中、退職後十分な所得を得られず、生活への不安が高まる恐れがある。質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力お

の導入や、年間給与を60歳前までの7割水準に設定することなどを盛り込んだ。

以上を踏まえ、政府は、特別区の2018賃金確定闘争は、こうした国の動向を睨みながらの交渉となつた。

ではない。その原因は、わが組合は、勧告が出された後、直ちに区長会に対する要請行動を行い、本年の勧告の取扱いについて特段の配慮と対応を求めたが、区長会は、「2018人事委員会勧告制度の趣旨や、特別区の置かれた厳しい諸状況、更には、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点を踏まえるとともに、国や他団体、民間の動向も勘案すると、いずれ、大変難しい判断をしなければならないことがあります。そのため、区民の皆様の理解と納得を得られるよう、区政全般の観点から、慎重に検討してまいります」とし、最終局は、導入年度から、定年前の常勤職員と同じ月数を支給する。

11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回【最終案参考】小委員会交渉で提示するところも、我われが最重要課題となる第4回の団体交渉の経過を周知するところも、「2018賃金確定闘争 最終案」を全文で確認した。

11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回【最終案参考】小委員会交渉で提示するところも、我われが最重要課題となる第4回の団体交渉の経過を周知するところも、「2018賃金確定闘争 最終案」を全文で確認した。

11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回【最終案参考】小委員会交渉で提示するところも、我われが最重要課題となる第4回の団体交渉の経過を周知するところも、「2018賃金確定闘争 最終案」を全文で確認した。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。



7. 第2回拡大闘争委員会

8. 最終ヤマ場の動きについて

委員の責任者である副区長会正副会長との会談が持たれた。民間ににおける春闘情勢や団体等の状況を見ると、到底納得できるものはない。わが組合は、勧告が出された後、直ちに区長会に対する要請行動を行い、本年の勧告の取扱いについて特段の配慮と対応を求めたが、区長会は、「2018人事委員会勧告制度については、人事委員会勧告制度の趣旨や、特別区の置かれた厳しい諸状況、更には、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点を踏まえるとともに、国や他団体、民間の動向も勘案すると、いずれ、大変難しい判断をしなければならないことがあります。そのため、区民の皆様の理解と納得を得られるよう、区政全般的な観点から、慎重に検討してまいります」とし、最終局は、導入年度から、定前の常勤職員と同じ月数を支給する。

11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回【最終案参考】小委員会交渉で提示するところも、我われが最重要課題となる第4回の団体交渉の経過を周知するところも、「2018賃金確定闘争 最終案」を全文で確認した。

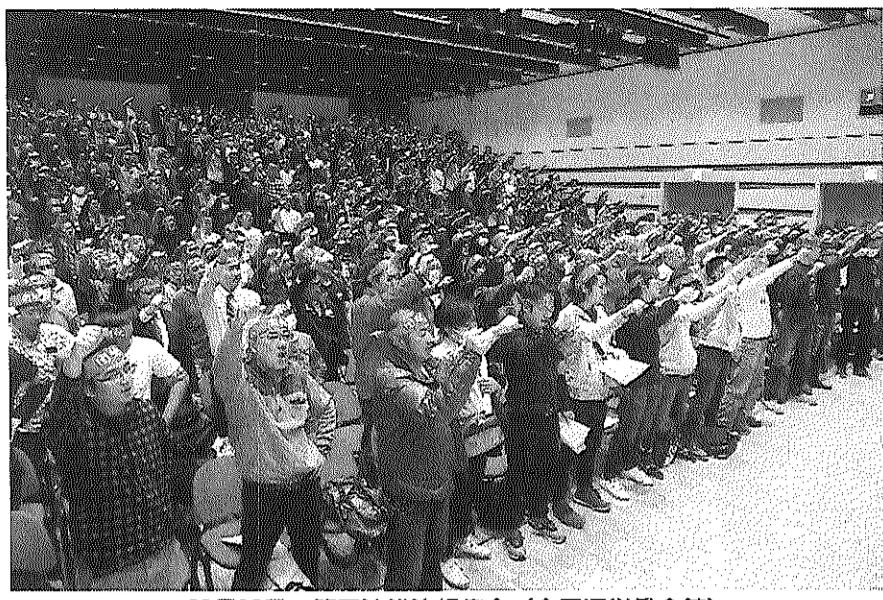
11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回【最終案参考】小委員会交渉で提示するところも、我われが最重要課題となる第4回の団体交渉の経過を周知するところも、「2018賃金確定闘争 最終案」を全文で確認した。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。



▲11月16日 第三波総決起集会（全電通労働会館）

IV 区長会の最終判断および最終案に対するわが組合の判断について

1. 勧告の取扱いについて

本年の特別区人事委員会の無い月例給の大額な引下勧告は、勧告制度史上最悪の引下げとなった。10月10日の区長会要請行動では、区長会会長からも、「過去に例のない引下げ幅となる非常に厳しいものを受け止めている」、「大変難しい判断をしなければならない」ととなる」という発言があった。

今賃金確定期においてわれが最も望んだ獲得目標は、勧告制度史上過去に例

5回団体交渉において「本年勧告を実施しない」と

2. 年齢による昇給の抑制の見直しについて

公務員の労働基本権が制約されている中で、第三者機関である人事委員会が行ができる。

提案どおり、「職員が55歳に達した年度の翌年度以降の昇給において、4号抑制する」としたことは、不満が残るものである。

3. 扶養手当における認定要件の見直しについて

平成31年3月31日において、田以上140万円未満で認定されている扶養親族たる

V 最後に（今後の取組みについて）

10月22日に提出した6

金確定期の最重要課題と

課題・36項目に及ぶ要求

項目について、納得できる回答を得られなかったことは、不満が残る。とりわけ、年齢による昇給の抑制の見直しや技能主任職の任用資格基準の緩和について、最終局面でも歩み寄りを引き出せなかつたこと、廻縦の課題である雇用と年金の接続を決断させることができなかつたことは、不满が残るものである。

しかし、我われが今賃

改正に伴う現在の給与制

は、評価できるものであ

りと位置付け、今賃金確

定闘争を組織の総力を挙げ取り組んだ。今期賃

金確定闘争の到達点は、金確定闘争の実態を十分に斟

度適用の実態を十分に斟



▲11月16日 座り込み行動（区政会館）

4. 臨時的任用の見直しについて

清掃職場における任用方

法を明らかにする必要があ

5. 会計年度任用職員制度の導入について

会計年度任用職員の期末同様とする。支給月数につ

いては、導入年度から、要

月以上の会計年度任用職員件を満たす者に定年前の常に対し、支給する。手当額勤職員と同じ月数を支給する」としたことは、評価が

6. 技能主任職の任用資格基準の緩和について

技能主任職の任用資格基準の緩和については、慎重に検

討する」という回答を引き

後、皆さんから、技能主任出せたことは、今後の協議の任用資格基準に関する課題が示されたときには、そ

の算定・支給方法等についてでは、常勤職員の取扱いとできる。

定闘争を組織の総力を挙げ取り組んだ。今期賃金について、我われが課題を示したときには、その各地連、各支部（総支部）内容について、慎重に検討するとしたことは、今後協議につながる足がかりとなる。これらは、これまでの支部における回答を引き出すことができた。また、扶養手当にこれまでの支部における要請行動等の取組みと本部統一交渉が有機的に結びつき、大きく実を結んだものとして評価ができる。

改めて総括を行い、残された課題の解決に向けて具体的な取組みを提起したい。

人事院の意見を慎重に分析していくとともに、政府の検討に加え、民間における高齢期雇用のあり方や他の問題が示されたときには、そ

7. 担当技能長職の配置について

昨年の妥結結果に基づつて考えていくとしたこと

とは、今後の各区交渉につな

ぎ、各区がそれぞれ誠意をもって適切に対応するものである。

8. 雇用と年金の接続について

人事院の意見を慎重に分析していくとともに、政府の検討に加え、民間における高齢期雇用のあり方や他の問題が示されたときには、そ

の内容について、慎重に検

討する」という回答を引き

出せたことは、今後の協議につながる足がかりとな

る。

わが組合は、23区・清

あるが、引き続き今後の

闘いに全力を傾注するこ

とを確認して、2018

年数を支給させたこと

賃金確定闘争を自らの闘

する。

以上